

熊本市立学校施設使用条例施行規則及び熊本市旧学校利用施設条例施行規則の一部改正について

熊本市立学校施設使用条例施行規則及び熊本市旧学校利用施設条例施行規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

熊本市立学校施設使用条例施行規則及び熊本市旧学校利用施設条例施行規則の一部を改正する規則

(熊本市立学校施設使用条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本市立学校施設使用条例施行規則(平成14年教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項、第7条第2項ただし書、第10条第4項、第10条の2第2項及び第14条第1項中「熊本県・市町村公共施設予約システム」を「公共施設予約システム」に改める。

(熊本市旧学校利用施設条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本市旧学校利用施設条例施行規則(平成29年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項、第4条第2項、第5条第4項、第6条第2項ただし書及び第12条第1項中「熊本県・市町村公共施設予約システム」を「公共施設予約システム」に改める。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

(提出理由)

令和6年12月1日付け運用開始の公共施設予約システムに伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

<第1条関係>

熊本市立学校施設使用条例施行規則（平成14年教育委員会規則第9号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>○熊本市立学校施設使用条例施行規則〔教育政策課〕</p> <p>平成14年5月24日 教委規則第9号</p> <p>（使用手続）</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定により使用許可の申請をする者（以下「申請者」という。）は、原則として使用の日の7日前までに、熊本市立学校施設使用許可申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、熊本市立学校施設使用許可書（以下「許可書」という。）を申請者に交付する。</p> <p>3 前項の規定に基づき使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として使用前に前項の許可書及び使用料を納付した証明書を施設管理者に提示しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、インターネット又は街頭端末機を利用する方法（以下「<u>公共施設予約システム</u>」という。）による夜間開放学校施設の使用許可の申請については、別に定めるところによるものとする。</p> <p>（使用料の納付）</p>	<p>○熊本市立学校施設使用条例施行規則〔教育政策課〕</p> <p>平成14年5月24日 教委規則第9号</p> <p>（使用手続）</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定により使用許可の申請をする者（以下「申請者」という。）は、原則として使用の日の7日前までに、熊本市立学校施設使用許可申請書を委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、熊本市立学校施設使用許可書（以下「許可書」という。）を申請者に交付する。</p> <p>3 前項の規定に基づき使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、原則として使用前に前項の許可書及び使用料を納付した証明書を施設管理者に提示しなければならない。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、インターネット又は街頭端末機を利用する方法（以下「<u>熊本県・市町村公共施設予約システム</u>」という。）による夜間開放学校施設の使用許可の申請については、別に定めるところによるものとする。</p> <p>（使用料の納付）</p>	

第7条 使用者は、施設を使用するまでに納入通知書に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、夜間開放で施設を使用する場合は、使用許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、公共施設予約システムにより夜間開放学校施設を使用する場合には、別に定めるところにより使用料を使用月の翌月末日までに納付しなければならない。

(使用中の届出及び使用許可の変更申請等)

第10条 使用者が、使用開始前に使用を取りやめようとするときは熊本市立学校施設使用中止届（以下「中止届」という。）を、使用許可を受けた使用日又は使用時間（使用料に変更がない場合に限る。）を変更しようとするときは熊本市立学校施設使用変更申請書（以下「変更申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の中止届及び変更申請書は、許可を受けた使用日の7日前までに委員会に提出しなければならない。ただし、災害、雨天その他不可抗力の事情により施設を使用できない場合は、この限りでない。

3 委員会は、第1項の変更申請書を審査し、変更を適当と認めるときは、熊本市立学校施設使用変更許可書を使用者に交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、夜間開放学校施設の公共施設予約システムに係る使用中の届出及び使用許可の変更申請については、別に定めるところによる。

第7条 使用者は、施設を使用するまでに納入通知書に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、夜間開放で施設を使用する場合は、使用許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、熊本県・市町村公共施設予約システムにより夜間開放学校施設を使用する場合には、別に定めるところにより使用料を使用月の翌月末日までに納付しなければならない。

(使用中の届出及び使用許可の変更申請等)

第10条 使用者が、使用開始前に使用を取りやめようとするときは熊本市立学校施設使用中止届（以下「中止届」という。）を、使用許可を受けた使用日又は使用時間（使用料に変更がない場合に限る。）を変更しようとするときは熊本市立学校施設使用変更申請書（以下「変更申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の中止届及び変更申請書は、許可を受けた使用日の7日前までに委員会に提出しなければならない。ただし、災害、雨天その他不可抗力の事情により施設を使用できない場合は、この限りでない。

3 委員会は、第1項の変更申請書を審査し、変更を適当と認めるときは、熊本市立学校施設使用変更許可書を使用者に交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、夜間開放学校施設の熊本県・市町村公共施設予約システムに係る使用中の届出及び使用許可の変更申請については、別に定めるところによる。

<p>(使用許可の取消等通知)</p> <p>第10条の2 委員会は、条例第4条第1項の規定に該当すると認めるときは、熊本市立学校施設使用取消等通知書を使用者に交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、夜間開放学校施設の<u>公共施設予約システム</u>に係る使用許可の取消等通知については、別に定めるところによる。</p> <p>(書類の様式等)</p> <p>第14条 この規則の規定により使用する書類(<u>公共施設予約システム</u>により作成されるものを除く。)に記載すべき事項及びその様式は、委員会が別に定めるところによる。</p> <p>2 前項の様式は、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。ただし、市が作成し、庁内においてのみ使用する書類の様式については、この限りでない。</p>	<p>(使用許可の取消等通知)</p> <p>第10条の2 委員会は、条例第4条第1項の規定に該当すると認めるときは、熊本市立学校施設使用取消等通知書を使用者に交付するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、夜間開放学校施設の<u>熊本県・市町村公共施設予約システム</u>に係る使用許可の取消等通知については、別に定めるところによる。</p> <p>(書類の様式等)</p> <p>第14条 この規則の規定により使用する書類(<u>熊本県・市町村公共施設予約システム</u>により作成されるものを除く。)に記載すべき事項及びその様式は、委員会が別に定めるところによる。</p> <p>2 前項の様式は、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。ただし、市が作成し、庁内においてのみ使用する書類の様式については、この限りでない。</p>	
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

<第2条関係>

熊本市旧学校利用施設条例施行規則（平成29年教育委員会規則第8号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>○熊本市旧学校利用施設条例施行規則〔教育政策課〕</p> <p>平成29年3月30日 教委規則第8号</p> <p>(使用手続)</p>	<p>○熊本市旧学校利用施設条例施行規則〔教育政策課〕</p> <p>平成29年3月30日 教委規則第8号</p> <p>(使用手続)</p>	

第2条 条例第4条第1項の規定により施設（施設の附属設備を含む。以下同じ。）の使用許可の申請をする者（以下「申請者」という。）は、原則として使用の日の7日前までに、熊本市旧学校利用施設使用許可申請書を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、熊本市旧学校利用施設使用許可書を申請者に交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、インターネット又は街頭端末機を利用する方法（以下「公共施設予約システム」という。）による夜間の供用時間の使用許可の申請については、別に定めるところによるものとする。

（使用許可の取消し等の通知）

第4条 委員会は、使用者が条例第5条の規定に該当すると認め、使用許可の取消し等を行うときは、熊本市旧学校利用施設使用取消等通知書を使用者に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、夜間の供用時間の公共施設予約システムに係る使用許可の取消等の通知については、別に定めるところによる。

（使用中止の届出及び使用許可の変更申請等）

第5条 使用者は、使用開始前に使用を取りやめようとするときは熊本市旧学校利用施設使用中止届を、使用許可を受けた使用日又は使用時間を変更しようとするとき（使用料に変更がない場合に限る。）は熊本市旧学校利用施設使用変更申請書を委員会に提出しなければなら

第2条 条例第4条第1項の規定により施設（施設の附属設備を含む。以下同じ。）の使用許可の申請をする者（以下「申請者」という。）は、原則として使用の日の7日前までに、熊本市旧学校利用施設使用許可申請書を教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請を許可したときは、熊本市旧学校利用施設使用許可書を申請者に交付する。

3 前2項の規定にかかわらず、インターネット又は街頭端末機を利用する方法（以下「熊本県・市町村公共施設予約システム」という。）による夜間の供用時間の使用許可の申請については、別に定めるところによるものとする。

（使用許可の取消し等の通知）

第4条 委員会は、使用者が条例第5条の規定に該当すると認め、使用許可の取消し等を行うときは、熊本市旧学校利用施設使用取消等通知書を使用者に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、夜間の供用時間の熊本県・市町村公共施設予約システムに係る使用許可の取消等の通知については、別に定めるところによる。

（使用中止の届出及び使用許可の変更申請等）

第5条 使用者は、使用開始前に使用を取りやめようとするときは熊本市旧学校利用施設使用中止届を、使用許可を受けた使用日又は使用時間を変更しようとするとき（使用料に変更がない場合に限る。）は熊本市旧学校利用施設使用変更申請書を委員会に提出しなければなら

ない。

2 前項の中止届及び変更申請書は、許可を受けた使用日の7日前までに委員会に提出しなければならない。ただし、災害、雨天その他不可抗力の事情により施設を使用できない場合は、この限りでない。

3 委員会は、第1項の変更申請書を審査し、変更を適当と認めるときは、熊本市旧学校利用施設使用変更許可書を使用者に交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、夜間の供用時間についての公共施設予約システムに係る使用中止の届出及び使用許可の変更申請については、別に定めるところによる。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、施設を使用するまでに納入通知書に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、夜間の供用時間に施設を使用する場合は、使用許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、公共施設予約システムにより夜間の供用時間の使用をする場合には、別に定めるところにより使用料を使用月の翌月末日までに納付しなければならない。

(書類の様式等)

第12条 この規則の規定により使用する書類(公共施設予約システムにより作成されるものを除く。)に記載すべき事項及びその様式は、委員会が別に定めるところによる。

ない。

2 前項の中止届及び変更申請書は、許可を受けた使用日の7日前までに委員会に提出しなければならない。ただし、災害、雨天その他不可抗力の事情により施設を使用できない場合は、この限りでない。

3 委員会は、第1項の変更申請書を審査し、変更を適当と認めるときは、熊本市旧学校利用施設使用変更許可書を使用者に交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、夜間の供用時間についての熊本県・市町村公共施設予約システムに係る使用中止の届出及び使用許可の変更申請については、別に定めるところによる。

(使用料の納付)

第6条 使用者は、施設を使用するまでに納入通知書に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、夜間の供用時間に施設を使用する場合は、使用許可を受ける際に納付しなければならない。ただし、熊本県・市町村公共施設予約システムにより夜間の供用時間の使用をする場合には、別に定めるところにより使用料を使用月の翌月末日までに納付しなければならない。

(書類の様式等)

第12条 この規則の規定により使用する書類(熊本県・市町村公共施設予約システムにより作成されるものを除く。)に記載すべき事項及びその様式は、委員会が別に定めるところによる。

2 前項の様式は、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。ただし、市が作成し、庁内においてのみ使用する書類の様式については、この限りでない。

2 前項の様式は、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。ただし、市が作成し、庁内においてのみ使用する書類の様式については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。